

記載例

離婚届

令和 8 年 4 月 10 日 届出

鹿児島県いちき串木野市長 殿

元の戸籍に戻る場合（協議離婚）

【記入上の注意】

記入の際は、「黒」のボールペン等消えない筆記具を使用し、文字や元号は略さずに書いてください。

(1) 氏名	夫 クシキノ タロウ 串木野 太郎	妻 クシキノ ハナコ 串木野 花子
生年月日	平成 2 年 5 月 23 日	平成 4 年 7 月 8 日
住所	鹿児島県いちき串木野市 昭和通133番地1	鹿児島県いちき串木野市 昭和通133番地1
本籍	鹿児島県いちき串木野市旭町133 番地 1 筆頭者の氏名 串木野 太郎	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 鹿児島 三郎 母 鹿児島 和子 続き柄 長男	妻の父 市来 次郎 母 市来 良子 続き柄 二女
右記の養父母以外に 養父母がいる場合には、 その他の欄に書いてください	養父 串木野 一郎 養母 串木野 春子	続き柄 養子 養父 串木野 春子 養母 串木野 春子
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 筆頭者の氏名 鹿児島県いちき串木野市湊町18 番地 市来 次郎	
(5) 未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 串木野 空 父(夫)が親権を行う子 串木野 海 母(妻)が親権を行う子 串木野 夢 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子 串木野 陸	離婚届出時に「18歳未満の子」がいる場合は、必ず親権者について取り決めをして、該当する欄に子の氏名を記入してください
(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれがどのようにしるしをつけてください	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。 <input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキや筆頭者の氏名欄には、戸籍外国人のうち、次の地域
1 台湾
2 バレスチナ(ヨルダンのほかに必要なもの

離婚届出時に「18歳未満の子」がいる場合は、離婚後の子の親権に関する取り決めについて、それぞれが理解し、合意している意思確認をするため、必ず「本人が」チェックを入れてください
※チェックがないと、原則届書を受理できません

(6) 同居の期間	令和 元 年 5 月 から	年 月 まで
(7) 別居する前の住所	番地 番 号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
(10) その他	夫 串木野 太郎 印 妻 串木野 花子 印	
届出人署名(※押印は任意)	証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名(※押印は任意)	印	印
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所	18歳以上の方2名の署名等が必要です	
本籍	番地 番 号	番地 番 号

太枠内は、別居している場合のみ記入してください

署名欄は必ず「本人が」自分の氏名を書いてください
※本人が書いていないと無効です

結婚したときに氏を変えた方が戻る本籍(原則、結婚前の本籍)を記入してください
月のうち早いほうを書いてください。
生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
 養育費の分担について
 取決めをしている。 □まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
 養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

離婚届出時に「18歳未満の子」がいる場合は、「離婚後の子育ての分担」と「親子交流」に関する取り決めについて、該当する項目に必ずチェックを入れてください

離婚届出時に「経済的に自立していない子(18歳以上の大学生の子等も含む)」がいる場合は、「養育費の分担」に関する取り決めについて、該当する項目に必ずチェックを入れてください

・届書を持参された方の本人確認を行います。官公庁発行の顔写真付き身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証等)をご持参ください。
 ・市役所の開庁日や時間外に届出をする場合は、記入内容について、事前に戸籍担当者を確認してもらうことをお勧めいたします